

～相続の現場から～

相続手続きの負担が軽減される？
「法定相続情報証明制度」とは



平成 29 年 5 月 29 日より、「法定相続情報証明制度」の運用が開始されることとなりました。この制度は、被相続人、相続人に関する戸籍(除籍)謄本等を収集して「法定相続情報一覧図」を作成し、これを申出書と共に法務局へ提出して、「認証文付き法定相続情報一覧図の写し」(以下「一覧図の写し」とします)を交付してもらうことで、各種相続手続きにおいて戸籍書類一式の代わりに使用することができるというものです。

【制度の流れ】

①申出

申請者が戸籍謄本等を収集、法定相続情報一覧図を作成し、申請書と共に法務局へ提出。

②確認・交付

登記官により書類を確認、「認証文付き法定相続情報一覧図の写し」を交付してもらう。

③利用

戸籍書類一式の代わりに各種相続手続きで利用可能となる。

「一覧図の写し」があれば、各種相続手続き場所でそれぞれ戸籍謄本の束を出し直す必要がなくなり、相続人にとっても、各種窓口の手続きする側にとっても、書類の受け渡しが簡素化できるというメリットがあります。最近では不動産の所有者が亡くなっても、相続登記をしない相続人が増えていることから、相続手続きの負担を減らすこと、そして法務局に訪問してもらうことで相続登記を促すことも、この制度の狙いだそうです。また、亡くなった方が不動産を所有していなかった場合でも、この制度を利用することができます。例えば、亡くなった方が複数の金融機関で口座を持っていた場合、「一覧図の写し」があれば、それぞれの金融機関へ戸籍の束を提出しなくて済むので、手続きの時間短縮につながるというメリットもあります。

制度を利用したいが、時間がなく、戸籍の収集や一覧図の作成が面倒な場合は、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、行政書士などの専門家に依頼することも可能です。

運用開始後の動向にも注目していきたいと思います。

📣 ホームページ リニューアルのお知らせ 📣



日頃より、ホームページをご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、ホーム画面のスリム化を行い、皆様が見たい情報を見つけやすい形にしました。相続の情報のみでなく、エンディングノートや財産管理についての情報もご紹介します。

ぜひ、「相続手続き」「長野」と検索してお楽しみください。

【URL】

<http://www.souzoku-shinsyu.com/>

【ホームページの主な内容】

- ・はじめてご相談される方向けご案内
- ・相続に関するセミナー開催情報
- ・相続が発生した方のお手続き一覧
- ・これから相続対策をする方向け情報
- ・休日相談会の開催情報
- ・センターのご紹介 など

相続手続き 長野

検索

↑ 「相続手続き」「長野」で検索！



スタッフのブログもご覧ください♪